

広島市告示第190号
令和元年9月5日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 ガリバー広島吉島店
 - (2) 所在地 広島市中区吉島東一丁目802-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トポスエンタープライズ
代表取締役 宮澤 成幸
千葉県美浜区新港44番地3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社IDOM
代表取締役 羽鳥 祐介
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年5月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,717平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
29台
 - (2) 駐輪場の収容台数
5台
 - (3) 荷さばき施設の面積
105平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
0.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻：午前9時
 - イ 閉店時刻：午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和元年8月30日
- 9 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
 - (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部区政調整課
- 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間
令和元年9月5日から令和2年1月6日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く。
 - (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 11 意見書の提出
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
- 12 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和2年1月6日
 - (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課